



タクシーの新サービスについて

～利用者の利便向上のため、MaaSにも資する3つの新サービスを実施～

① 一括定額運賃（定期券／回数券方式）：令和2年11月30日施行

【概要】

○タクシーの複数回の利用分の運賃を予め一括して支払う制度。

【利用者の利便向上】

○通勤や通院など、継続利用に便利。一括清算により割安になることが期待。

○他の交通モードと連携した観光用フリーパスなども推進。

② 相乗りタクシー：令和3年11月1日施行

【概要】

○配車アプリを通じ、目的地の近い旅客がマッチングし、タクシーに相乗りする制度。

【利用者の利便向上】

○複数人で運賃を割勘することにより、ドアtoドアで割安に移動することが可能。

③ 変動迎車料金：令和2年11月30日施行

【概要】

○需要の増減に応じ、迎車料金を変動させる制度。

○トータルでは、固定迎車料金と変わらないよう変動させることが条件。

【利用者の利便向上】

○閑散期には、割安に迎車することが可能。

○繁忙期には、割高になるが、迎車の必要度が高い人に配車されやすくなる。

一括定額運賃の導入状況について (2022年2月28日現在)

① 水戸市内の5社による乗り放題券の設定

- ・令和3年2月16日付け申請、3月29日付け認可
- ・水戸市が時間制運賃によりタクシーを借上げて、
①乗り放題と②定額のサービスを実施

①乗り放題：時間制運賃(5割引)で閑散時間帯に一定エリアを
乗り放題で利用可

②定 額：自宅～病院等を1回当たり最大1,000円で利用可

② 東京エムケイによる回数券の設定

- ・令和3年3月9日付け申請、5月7日付け認可
- ・六本木～羽田空港の回数券(11回分)
- ・利用者は1回当たり約1割引で利用可

③ 加茂タクシー(京都)による回数券の設定

- ・令和3年3月31日付け申請、5月19日付け認可
- ・久御山町内～京阪淀駅・近鉄大久保駅の回数券(2回分)
- ・利用者は定額運賃(平均利用実績額)で利用可

④ 舞浜リゾートキャブ(千葉)による回数券の設定

- ・令和3年4月15日付け申請、6月17日付け認可
- ・京成リッチモンドホテル東京門前仲町～東京ディズニーリゾート
の回数券(10回分)
- ・利用者は1回当たり約0.3割引で利用可

⑤ アサヒタクシー、ゆざわ魚沼タクシー(新潟・湯沢)による回数券 の設定

- ・令和3年6月4日付け申請、7月12日付け認可
- ・岩原TC(バスとの交通結節点)～土樽・旭原地区
(週4回券・月12回券)
- ・利用者は1回当たり約5～6割引(※)で利用可
(※)事業者は1割引分のみ負担し、残りの割引分は湯沢町が負担

⑥ 神姫タクシー(兵庫・神戸)による回数券の設定

- ・令和3年7月1日付け申請、8月17日付け認可
- ・神戸市須磨区内の回数券(5回分or10回分)
- ・利用者は定額運賃(平均利用実績額)で利用可

⑦ TKタクシー(株)、こばとハイヤー(株)(北海道)による回数券の 設定

- ・令和3年11月19日付け申請、令和4年1月17日付け認可
- ・帯広交通圏における旅客が指定する2拠点間の回数券
- ・利用者は10回分の距離制運賃で11回分利用可能

⑧ 望月ハイヤー(長野)による回数券の設定

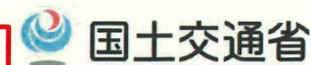
- ・令和3年11月30日付け申請、令和4年1月21日付け認可
- ・長野県立科町内(バス停)～佐久市(佐久平駅・佐久浅間総合
病院・佐久医療センター) (週2回券・3か月6回券)
- ・利用者は1回当たり約7～9割引(※)で利用可
(※)事業者は1割引分のみ負担し、残りの割引分は立科町が負担

⑨ 神鉄タクシー(兵庫・神戸)による回数券の設定

- ・令和4年1月6日付け申請、2月28日付け認可
- ・鈴蘭台駅～神戸親和女子大学の回数券(11回分)
- ・利用者は10回分の距離制運賃で11回分利用可能

タクシーの相乗りサービスについて

R3.11.1通達施行



タクシーの相乗りサービスとは、【配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーに相乗りさせて運送するサービス】のことであり、このサービス提供を可能にすることにより、タクシーの利便性が増し、タクシー需要の拡大に繋がることが期待される。

【概要】

- タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業）を使った相乗りサービスを利用することが可能となる。
- 旅客同士がお互いに相乗りする人数や経路を把握できるよう、運送開始前に旅客をマッチングさせる必要がある。
- 運送開始後に不特定の者が乗車することは、バス（一般乗合旅客自動車運送事業）となるため、認められない。

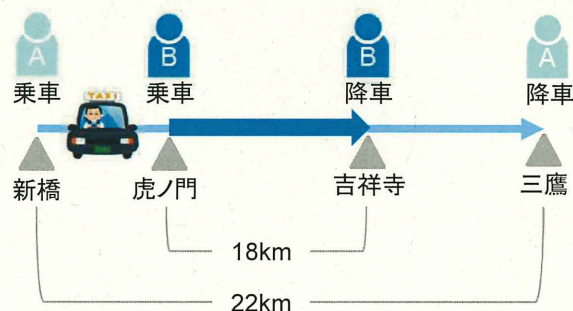
【運賃】

- 運賃は、乗車距離に応じた按分を基本とする。
- 誤乗車のトラブル防止等の負担（本人確認）分の費用として、国交大臣の認可があれば、最大2割の割増運賃を設定することができる。
- また、事業者の判断で既存制度の定額運賃（定期券・回数券・運送ごとの一定額の運賃）を併用することもできる。

【留意事項】

- 感染防止シートの設置、旅客同士が隣り合わない座席指定など、必要な感染対策を実施。
- サービスについての苦情など、実施状況をモニタリングし、必要に応じて適宜見直すこととする。

（参考：利用イメージ例）



$$\text{①運賃合計} \quad 9,680\text{円} \quad (\text{22kmのタク運賃}) \quad \times \quad 1.2 \quad (\text{相乗割増}) \quad = \quad 1\text{万}1,616\text{円}$$

$$\text{②Aの運賃} \quad 1\text{万}1,616\text{円} \quad \times \quad \frac{22\text{km (A距離)}}{22\text{km (A距離)} + 18\text{km (B距離)}} \quad = \quad \boxed{6,390\text{円}}$$

Aが一人の場合の運賃(9,680円)より割安

$$\text{③Bの運賃} \quad 1\text{万}1,616\text{円} \quad \times \quad \frac{18\text{km (B距離)}}{22\text{km (A距離)} + 18\text{km (B距離)}} \quad = \quad \boxed{5,230\text{円}}$$

Bが一人の場合の運賃(7,950円)より割安